

平成27年第 1 回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成27年 5 月 7 日 開会

平成27年 5 月 7 日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成27年第1回新十津川町議会臨時会

平成27年5月7日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 仮議席の指定について

第2 選挙第1号 新十津川町議会の議長の選挙について

○議事日程（第1号の追加1）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 選挙第2号 新十津川町議会の副議長の選挙について

第4 議席の指定について

第5 選任第1号 常任委員の選任について

第6 選任第2号 議会運営委員の選任について

第7 選挙第3号 西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙について

第8 選挙第4号 中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙について

第9 選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙について

第10 選挙第6号 石狩川流域下水道組合の議会の議員の選挙について

第11 選挙第7号 中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙について

第12 選挙第8号 空知教育センター組合の議会の議員の選挙について

第13 選挙第9号 空知中部広域連合の議会の議員の選挙について

第14 選挙第10号 中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙について

第15 推薦第1号 新十津川町農業委員会委員の推薦について

第16 発議第3号 特別委員会の設置について

第17 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

第18 議案第24号 新十津川町監査委員の選任について

第19 議案第25号 新十津川町副町長の選任について

第20 議案第26号 新十津川町教育委員会教育長の任命について

第21 議案第27号 新十津川町教育委員会委員の任命について

第22 閉会中委員会所管事務調査申し出について

○出席議員（11名）

1番	進藤	久美子	君	2番	杉本	初美	君
3番	鈴井	康裕	君	4番	小玉	博崇	君
5番	白石	昇	君	6番	西内	陽美	君
7番	安中	経人	君	8番	青田	良一	君
9番	長名	實	君	10番	笹木	正文	君
11番	長谷川	秀樹	君				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊 田	義 信	君
副町長	佐 川	純	君
教育長職務代理者	熊 澤	定 男	君
住民課長	遠 藤	久美子	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小 林	透	君
建設課長	村 中	忠 夫	君
教育委員会事務局長	野 崎	勇 治	君
会計管理者	乗 松	真寿美	君
代表監査委員	山 本	忍	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	高 宮	正 人	君
--------	-----	-----	---

◎臨時議長の紹介

(10時00分)

○議会事務局長（高宮正人君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の高宮正人
でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議
員が、臨時に議長の職務を行なうこととなります。

したがいまして、出席議員の中で、長名實議員が年長の議員でありますので、ご紹介い
たします。

長名實議員、議長席にお着き願ひます。

○臨時議長（長名 實君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました、
長名實でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行
いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎町長「宣誓」

○臨時議長（長名 實君） ここで、まちづくり基本条例第19条の規定により、町長より
宣誓を行います。

町長登壇の上、宣誓願ひます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 改めて、おはようございます。

まちづくり基本条例第19条の規定に基づき、宣誓をさせていただきます。

宣誓書。

私は、先人が開拓精神と団結の力で築き上げた、まちの歴史や伝統、産業や文化を継承
し、さらに発展させるため、主役である町民と、その付託を受けた議会と行政が、まちづ
くりの将来像を共有し、それぞれの責任と役割の下、互いを尊重しながら力を合わせ、健
康で心豊かに暮らせる町づくりを創造するため、公正かつ誠実に職務を遂行することを誓
います。

平成27年5月7日。

新十津川町長、熊田義信。

◎議員、理事者、管理職の自己紹介

○臨時議長（長名 實君） 先例に従いまして、議員の自己紹介をいただきたいと思いま
す。自席において仮議席2番の方から、順次自己紹介をお願いいたします。

[仮議席2番から順に自己紹介]

○2番（笹木正文君） 今回、2期目が終わりました3期目ということで、笹木正文と申
します。皆さんとは、新十津川のまちづくりに一生懸命行いたいと思いますので、理事者、

そして職員の皆さん、よろしくお願いをいたします。

○3番（青田良一君） 青葉区に住んでおります青田と申します。今般、議会議員に立候補するにあたり、住民の方々にお約束をしたと言いますか、訴えたことは、議会力の向上と議員力の向上、さらには、新しく作られるでありましょ新十津川町の地域創生のマスタープランについて、これに真摯に対応して、まちの発展につなげていきたいというようなことをお約束をしまして、立候補させていただきました。そういった考え方に基きまして4年間、一生懸命議員を努めてまいりたいと思いますので、議員各位並びに町職員の方々も、よろしくご指導をいただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○4番（長谷川秀樹君） おはようございます。たまたま私1期目の議席が、今ここに座っております4番でした。そんなことから、この度は4期目になりますけれども、初心に帰って、町民の安心安全、そして住んで良かったと思えるようなまちづくりに一生懸命頑張っていきたいなと、そんなふうに思います。よろしくお願いいたします。

○5番（西内陽美君） 2期目になります、みどり区に住んでおります西内陽美でございます。担いました重責に応えるべく、自身を立志し、日々研鑽を重ねまして、その仕事をきっちり努めさせていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○6番（鈴井康裕君） 大和区に住みます鈴井康裕です。今回、初めて議員という議席をいただきました。まだ、1年目で何もわかりませんが、少しでも新十津川町の発展のために寄与したいと思しますので、皆様方よろしくお願い致します。

○7番（安中経人君） おはようございます。総進在住の安中経人でございます。今回、2回目の議席を与えられましたので、この4年間、改めて議会において、皆さんにいろいろとお世話になることとなりますけれども、よろしくお願い致します。

○8番（白石 昇君） おはようございます。花月に住んでおります白石昇と申します。初めての議席ですけれども、全町民が豊かな、そして、心の温まるまちづくり、そういうことをスローガンにして、力いっぱい頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

○9番（杉本初美君） おはようございます。橋本町の杉本と申します。よろしくお願い致します。今私は、別の世界に立っているような気がします。ですけれども、これから議員の皆さんの後姿を拝見させていただきながら、ご指導いただき、一步一步進んでいきたいと思ってます。そして、この大地の中で皆が楽しく、明るく、元気で一丸となって輝く新十津川に、そして、メビウスの輪につなげていければなと考えているところでございます。よろしくお願い致します。

○10番（進藤久美子君） 日本共産党の進藤久美子と申します。皆様方の温かいご支援、ご指示をいただき、7期28年間守り続けてきた日本共産党の議席、引き継がせていただくことが出来ました。改めてこの場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。守り続けてきた町民こそ主人公を貫き、町民の声を一つでも多く町政に反映できるように、一生懸命頑張っていきたいと思います。皆様方の温かいご指導、ご支援、それとご鞭撻をよろしくお願い致します。

○11番（小玉博崇君） おはようございます。文京区に住んでおります小玉博崇と申します。この度、初めて町議会議員ということで、町民の皆さんの応援と、それと職場の理解と家族の支えで、これから町議会議員としてたくさん勉強しながら、町民の皆さんとコミュニケーションをとっていきながら、また、行政の皆さんとタッグを組んで頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（長名 實君） 議員の自己紹介が終わりましたので、ここで理事者から、次に代表監査委員、そして、管理職と順を追って自己紹介をお願いいたします。

〔町長から順に自己紹介〕

○町長（熊田義信君） この度、無投票当選で町長の栄に浴させていただきました、7代目町長となります熊田義信と申します。どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

○副町長（佐川 純君） おはようございます。副町長の佐川純であります。どうぞよろしくお願いいたしますをいたします。

○教育長職務代理者（熊澤定男君） おはようございます。教育長職務代理者、熊澤定男と申します。よろしくお願いいたします。

○代表監査委員（山本 忍君） おはようございます。大和区に住んでおります山本忍でございます。代表監査委員をさせていただいております。皆様のご指導よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（野崎勇治君） 皆さま、おはようございます。教育委員会事務局長の野崎勇治と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（村中忠夫君） おはようございます。建設課課長の村中忠夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（小林 透君） おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長を仰せつかっております小林透と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（乗松真寿美君） おはようございます。会計管理者の乗松真寿美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課長（遠藤久美子君） おはようございます。住民課長の遠藤久美子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（長名 實君） ありがとうございます。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、この度の町議会議員選挙におきまして、町民の皆様方の絶大なるご支援を受け、めでたくご当選されましたことにつきまして、心よりお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

さて、本町はご存じのとおり、奈良県十津川郷の大水害から北の大地に理想郷を求め、団体移住をして本年が開町125年という、一世紀と四半世紀を加えた記念すべき年、節目に

当たります。

先人が新天地に夢を求め、うっそうとした原生林と体験したことのない厳しい寒さにも耐え、血と汗と創意で切り開いた郷土新十津川を守り、発展させていくことが私たちの務めであると考えております。

不詳、私も、この度の選挙におきまして、町民の皆様方の温かいご支援をいただき、植田町政の後継となる7代目町長として就任の栄に浴させていただきました。

誠に、光栄であると存ずるとともに、感謝とお礼を申し上げるところであります。

昨今の地方自治体を取り巻く環境は、人口減少の進行、少子高齢化、地方分権と地方主権の進展、高度情報化の進展など、これまで以上に様々な対応に迫られておりますので、責任の重大さを痛感いたしますとともに、新たな覚悟とその決意をしているところであります。

もとより微力ではありますが、今までの経験と持てる力を生かし、町民の幸せとまちの発展のために、議員の皆様、町民の皆様のご協力をいただき、また、職員一丸となって未来に輝くまちづくりを、しっかりと推し進めていきたいと考えております。

先ほど本議会の冒頭で、まちづくり基本条例に基づく町長の宣誓をいたしました。改めて町民の信託を受けた責任と役割を自覚し、町民の視点に立って町政を執行していくことを肝に銘じ、情報を共有し、住民参加による協働のまちづくりを進めてまいります。

子どもと明日のふるさとのために、支え合う地域が輝くまちづくりのために、誠実に、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方に一層のご理解とご支援を賜りたく、切にお願いを申し上げまして、甚だ簡単粗辞ではありますが、ご挨拶に代えさせて頂きたいと存じます。どうかよろしくをお願いを申し上げます。

◎開会の宣告

○臨時議長（長名 實君） ただいまから、平成27年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（長名 實君） ただいま出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（長名 實君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくをお願いをいたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（長名 實君） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎選挙第1号の上程、投票、当選の告知

○臨時議長（長名 實君） 日程第2、選挙第1号、新十津川町議会の議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○臨時議長（長名 實君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、会議規則第32条第2項の規定により、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。

立会人に、3番、青田良一君、5番、西内陽美君を指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（長名 實君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に、3番、青田良一君、5番、西内陽美君を指名いたします。

これより投票用紙の配布をいたします。

〔投票用紙の配布〕

○臨時議長（長名 實君） 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（長名 實君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（長名 實君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、単記無記名です。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議長席に向かって左から順次登壇し、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは投票をお願いいたします。

2番、笹木議員、3番、青田議員、4番、長谷川議員、5番、西内議員、6番、鈴井議員、7番、安中議員、8番、白石議員、9番、杉本議員、10番、進藤議員、11番、小玉議員、最後に長名臨時議長。

〔点呼により2番から順に投票〕

○臨時議長（長名 實君） 投票もれはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（長名 實君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、青田良一君、5番、西内陽美君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（長名 實君） それでは選挙の結果を報告します。

投票総数11票。

先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、長谷川秀樹君11票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上で、3票です。

したがって、長谷川秀樹君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○臨時議長（長名 實君） ただいま、議長に当選されました長谷川秀樹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました長谷川秀樹君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔議長 長谷川秀樹君登壇〕

○議長（長谷川秀樹君） ただ今、議長選挙におきまして当選の栄に浴しました長谷川でございます。本当に光栄に思いますし、責任の重さに身の引き締まる思いをしているところでございますけれども、議事の円滑な運営は勿論でございますけれども、町民の福祉の向上、そして、まちの更なる発展のために寄与できる議会を目指して頑張ってまいりたいなど、そのように思います。本当に皆様方の絶大なご支援、そして、ご鞭撻をお願いし、議長当選に対しましてのご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（長名 實君） これで、臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長になりました長谷川秀樹君、議長席にお着きを願ひます。

暫時休憩をいたします。

(午前10時31分)

〔議長の入れ替わり〕

〔議事日程、議案の配布〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時33分)

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第127条の規定により、議長において指名をいたします。

2番、笹木正文君、3番、青田良一君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎選挙第2号の上程、投票、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、選挙第2号、新十津川町議会の副議長の選挙を行います。

先例に従い、副議長選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場出入口閉鎖〕

○議長（長谷川秀樹君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、青田良一君、5番、西内陽美君を指名いたします。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番、青田良一君、5番、西内陽美君を指名いたします。

これより投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票用紙の配布もれは、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（長谷川秀樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、単記無記名です。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、先ほどと同じように議長席に向かって左から順番登壇して、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは投票をお願いいたします。

1番、長名議員。2番、笹木議員。3番、青田議員。5番、西内議員。6番、鈴井議員、

7番、安中議員。8番、白石議員、9番、杉本議員、10番、進藤議員、11番、小玉議員、最後に、長谷川議長。

〔点呼により1番から順に投票〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票もれはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、青田良一君、5番、西内陽美君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（長谷川秀樹君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、笹木正文君10票、安中経人君1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上で、3票です。

したがって、笹木正文君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、副議長に当選されました笹木正文君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました笹木正文君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔副議長 笹木正文君登壇〕

○副議長（笹木正文君） 一言ご挨拶を申し上げます。ただ今、副議長という職責に就きました笹木正文でございます。皆様のご推薦をいただきまして、本当に光栄に思っていると同時に、新十津川町125年の歴史の中の新十津川町議会の副議長ということで、重責であるなというような感じをいたしております。私、そもそも、浅学菲才でございまして、器としてもそれほどの良い副議長という器でないことは自分が一番良くわかっているわけでございますけれども、ただ、先ほど町長のご挨拶にございました、一昨年7,000人を切ったというそういう状況、それと少子高齢化というのがどんどん続いていく、今が新十津川の一番ターニングポイントとして大事な時期になるんじゃないかと、私は、常に考えております。そのような中で、議員の皆様、そして、理事者の皆様、そして、職員の皆様の絶大な協力をお願いをしながら、副議長という職責を全うさせていただきたいなというふうに思っております。お礼とお願いという事になりましたけれども、私の就任のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議席の指定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっており

ますが、先例により議長が11番、副議長が10番とし、当選期別にくじで定め議席を指定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
ただいまから、暫時休憩をいたします。

（午前10時56分）

〔議席の抽選〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時56分）

○議長（長谷川秀樹君） 抽選の結果を議会事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議席番号を申し上げます。
本議席です。

1番、進藤久美子議員、2番、杉本初美議員、3番、鈴木康裕議員、4番、小玉博崇議員、5番、白石昇議員、6番、西内陽美議員、7番、安中経人議員、8番、青田良一議員、9番、長名實議員、10番、笹木正文議員、11番、長谷川秀樹議員、以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。
議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にお着き願います。

〔議席の移動〕

○議長（長谷川秀樹君） それではここで、常任委員会の構成の打ち合わせにあたり、休憩といたします。

管理職は、この場で退場願います。
11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

〔管理職退場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

◎選任第1号の上程、選任

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、選任第1号、常任委員の選任についてを議題といたします。

議会事務局長から、提案理由並びに内容の説明をさせます。
議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは選任第1号、常任委員の選任について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

常任委員につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第2項の規定により会期の始めに選任することとしております。

また、常任委員会の名称及び委員定数は、同条例第2条の規定により、総務民生常任委員会6人、経済文教常任委員会5人としており、任期は、同条例第3条第1項の規定により2年であります。

委員の選任につきましては、同条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第でございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

常任委員の選任方法について、お諮りいたします。

先例に従い、各方面別に選考委員を選出し、常任委員の選任をすることとし、選考委員は、大和区、橋本区、みどり区、総進区方面から2名、菊水区、青葉区、中央区、文京区、弥生区、花月区方面から2名の計4名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、大和区、橋本区、みどり区、総進区方面から2名、菊水区、青葉区、中央区、文京区、弥生区、花月区方面から2名の計4名の選考委員を選出し、常任委員の選任をすることに決定いたします。

選考委員の選出をいただくまで、この場で暫時休憩いたします。

（午前11時12分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を開きます。

（午前11時10分）

○議長（長谷川秀樹君） 方面別の選考委員の報告が参っておりますので、議会事務局長から報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

大和区、橋本区、みどり区、総進区方面は、西内議員、安中議員。菊水区、青葉区、中央区、文京区、弥生区、花月区方面は、青田議員、笹木議員。以上4名の方でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告のありました4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、各常任委員会委員の選任をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

11時25分まで休憩いたします。

（午前11時14分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時22分)

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員に、常任委員の選任をお願いしていたところがありますので、選考委員代表の青田議員から、登壇の上、選考結果の報告をお願いします。

8番、青田良一君。

〔8番 青田良一君登壇〕

○8番（青田良一君） それでは、議長から指示がございましたので、常任委員会の選考結果について発表させていただきたいと思えます。

総務民生常任委員会委員といたしまして、小玉議員、杉本議員、西内議員、笹木議員、長名議員、長谷川議員であります。

続きまして、経済文教常任委員会委員につきましては、進藤議員、鈴木議員、白石議員、安中議員、そして、私、青田でございます。

以上のように選考させていただきましたので、議員各位のご理解をよろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、選考委員を代表し、青田議員から報告がございましたように、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務民生常任委員会委員に、小玉博崇君、杉本初美君、西内陽美君、笹木正文君、長名實君、そして、私、長谷川秀樹。

経済文教常任委員会委員に、進藤久美子君、鈴木康裕君、白石昇君、安中経人君、青田良一君。

以上のおおりに指名したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員に選任することに決定をいたしました。

◎議長の常任委員会の辞任

○議長（長谷川秀樹君） 今ほど私は、総務民生常任委員に選任されましたが、議長である私は、議会の先例に従い、総務民生常任委員を辞任したいと思います。

この際、一身上に関することであり、除斥となりますので、ここで副議長と交代させていただきます。

この場で暫時休憩いたします。

(午前11時25分)

〔議長、長谷川秀樹君退場。副議長、議長席に移動〕

○副議長（笹木正文君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時26分)

○副議長（笹木正文君） お諮りいたします。

ただいま、総務民生常任委員に選任されました長谷川議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有していることなどを考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例においても、議長については、辞任が認められているところでありますので、議長の総務民生常任委員の辞任について許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務民生常任委員の辞任を許可することに決定をしました。

議長の入場を求めます。

〔議長 長谷川秀樹君入場、11番議席に着席〕

○副議長（笹木正文君） ただいま、議長の総務民生常任委員の辞任が許可されましたことを通知いたします。

この場で暫時休憩をいたします。

（午前11時28分）

〔副議長 笹木正文君、10番議席へ移動〕

〔議長 長谷川秀樹君、議長席に移動〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時29分）

○議長（長谷川秀樹君） 各常任委員会で委員会を開催し、町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、常任委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をいたしますので、その間に、常任委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。11時40分まで休憩いたします。

（午前11時29分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時37分）

○議長（長谷川秀樹君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告をいたします。

総務民生常任委員会委員長に西内陽美君、副委員長に小玉博崇君。

経済文教常任委員会委員長に安中経人君、副委員長に鈴井康裕君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで、13時まで休憩いたします。

（午前11時38分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時00分）

◎選任第2号の上程、選任

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、選任第2号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から、提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 選任第2号、議会運営委員の選任についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

議会運営委員は、新十津川町議会委員会条例第7条第2項の規定により、会期の始めに選任するものとしております。

また、議会運営委員の定数は、第4条の2第2項の規定により4人、任期は第4条の2第3項の規定により2年となっております。

委員の選任については、常任委員同様、第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、先例により、各常任委員会から2名選任し、議会運営委員会を構成するとの申し合わせであります。そのようにすることで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、各常任委員会から2名選任することに決定をいたします。

次に、選任方法についてお諮りいたします。

先例により、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員の選任をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員会委員の選任をすることに、決定いたします。

選考委員の選任をいただくまで、この場で暫時休憩をいたします。

(午後1時02分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時03分)

○議長（長谷川秀樹君） 選考委員の報告が参っておりますので、事務局長から報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

総務民生常任委員会からは、西内議員、小玉議員。

経済文教常任委員会からは、安中議員、鈴木議員。以上4名でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告がありました、4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々には、お手数を煩わせますが議会運営委員の選任をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

1時15分まで休憩いたします。

（午後1時04分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時07分）

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員の方々に、議会運営委員の選任をお願いしていたところでありますが、選考委員代表の安中議員から選考結果の報告を願います。

7番、安中経人君。

〔7番 安中経人君登壇〕

○7番（安中経人君） それでは議会運営委員の選考結果の報告について行います。別室で議会運営委員の選考をいたしましたので、ここで発表いたします。

議会運営委員には、青田良一議員、それから西内陽美議員、それから杉本初美議員と私、安中経人ということになりましたので、ご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま選考委員を代表し、安中議員から報告がございましたように、議会運営委員の選任については、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、青田良一君、西内陽美君、杉本初美君、安中経人君。

以上4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

引き続き、委員会を開催し、町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、議会運営委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと思います。と存じます。

休憩をいたしますので、その間に委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

13時15分まで休憩いたします。

（午後1時10分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時15分）

○議長（長谷川秀樹君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の

報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員長には青田良一君、副委員長に杉本初美君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

なお、先ほどの議会運営委員会で、青田委員長から、議長事故あるときは、副議長が議長の職務を務めることになることから、議会運営委員会の審議状況等の内容を承知し、円滑な議会運営を行うためにも、先例により、副議長を当委員会に委員外議員として出席を求めることといたしたい旨の報告がありましたので、議員各位には、このことにご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議会運営委員会で、本日の議事運営について協議する必要があるため、13時30分まで休憩をいたします。

(午後1時16分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時30分)

◎議事日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） 議事日程の変更がありますので、内容の説明を事務局長よりさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

議事日程表をご覧くださいと思います。

日程第21を、日程第22とし、日程第16から日程第20までを一つずつ繰り下げ、日程第15の次に日程第16として、発議第3号、特別委員会の設置についてを追加していただきまして、ご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

次に上程されます、日程第7から日程第14までの議件につきましては、協議の必要もありますので、13時45分まで休憩をいたします。

(午後1時31分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時48分)

◎選挙第3号の上程、推薦、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、選挙第3号、西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

西空知広域水道企業団議会議員に、8番、青田良一君。3番、鈴木康裕君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました2名を、当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した3番、鈴木康裕君。8番、青田良一君が西空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選された3番、鈴木康裕君。8番、青田良一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第4号の上程、推薦、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、選挙第4号、中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

中空知広域市町村圏組規約第5条第2項の規定により組合議員は、関係市町会議の議長及び関係市町議会のうちから当該市町の議会で選挙した者1人とするとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に、10番、笹木正文君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました笹木正文君を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました10番、笹木正文君が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました10番、笹木正文君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第5号の上程、推薦、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、選挙第5号、滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に、4番、小玉博崇君。7番、安中経人君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました4番、小玉博崇君。7番、安中経人君が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4番、小玉博崇君。7番、安中経人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第6号の上程、推薦、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、選挙第6号、石狩川流域下水道組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法につきまして、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、11番、私、長谷川秀樹を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名をいたしました者を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました11番、長谷川秀樹が石狩川流域下水道組合議会議員に当選をいたしました。

◎選挙第7号の上程、推薦、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、選挙第7号、中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に、1番、進藤久美子君。6番、西内陽美君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました2名を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番、進藤久美子君。6番、西内陽美君が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました1番、進藤久美子君。6番、西内陽美君が議場におられますの

で、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第8号の上程、推薦、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、選挙第8号、空知教育センター組合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

空知教育センター組合議会議員に、5番、白石昇君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました白石昇君を、当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました5番、白石昇君が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました5番、白石昇君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第9号の上程、推薦、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第13、選挙第9号、空知中部広域連合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

空知中部広域連合議会議員に、2番、杉本初美君。11番、私、長谷川秀樹を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名をいたしました2名を、当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました2番、杉本初美君。11番、長谷川秀樹が、空知中部広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された2番、杉本初美君、並びに11番、長谷川秀樹に対して、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第10号の上程、推薦、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、選挙第10号、中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定をいたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に、9番、長名實君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、議長が指名をいたしました長名實君を、当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9番、長名實君が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された9番、長名實君が、議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎推薦第1号の上程、推薦、通知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、推薦第1号、新十津川町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 推薦第1号。新十津川町農業委員会委員の推薦について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

議会推薦の農業委員会委員の任期は、平成29年7月19日までであります。この度、委員でありました山田秀明氏より、町長宛てに辞任願が提出され、4月28日の農業委員会の総会において同氏の辞任の同意がなされ、4月30日付けをもって後任の農業委員の推薦依頼が議長宛てに参っております。

つきましては、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、後任の農業委員として当議会において、学識経験を有する方の推薦をお願いいたしたく、提案した次第でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦方法について、どのように行うかご意見ございましたら、発言願います。

9番、長名實君。

○9番（長名 實君） 慣例によりまして、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出いたし、4名の選考委員によって選考委員会を開催していただき、農業委員会委員を選考していただくことを希望いたします。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、9番、長名實君から、各常任委員会から2名の選考委員を選出して、農業委員会委員を選考していただくとの提案がございましたが、そのような進め方で、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議がないようですので、ただいま申し上げました方法で選考していただきます。

それでは、各常任委員会より2名ずつの選考委員を選出していただきます。

暫時休憩いたします。

(午後2時05分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時06分)

○議長（長谷川秀樹君） 選考委員の報告が参っておりますので、事務局長より報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高宮正人君） 選考委員のご報告をいたします。

総務民生常任委員会から西内委員、小玉委員。

経済文教常任委員会から安中委員、鈴井委員。以上4名です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告のありました4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選考されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、新十津川町農業委員会委員の選出をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選出をいただきたいと思います。

2時15分まで休憩いたします。

（午後2時07分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時10分）

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員の方々に、新十津川町農業委員会委員の選出をお願いしていたところでございますので、選考委員代表の7番、安中経人君から結果の報告を願います。

7番、安中経人君。

〔7番 安中経人議員登壇〕

○7番（安中経人君） ただいま議長より指示がありましたので、報告いたします。先ほど別室で選考委員4名とともに選考した結果、議会側からの選出として、白石昇議員が相応しいということで、全員一致で決まりましたので報告します。

よろしくお取り扱いのほど、お願いいたします。終わります。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま選考委員を代表して安中君から、結果の報告がございました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、白石議員の退席を求めます。

〔5番 白石 昇君退席〕

○議長（長谷川秀樹君） お諮りいたします。

議会推薦の農業委員には、白石昇君を推薦することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、農業委員には、新十津川町字花月1515番地1。白石昇君。昭和20年1月17日生まれを推薦することに決定をいたしました。

白石議員の入場を求めます。

〔5番 白石 昇君入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 本人が議場におられますので、この場より、白石昇君を新十津川町農業委員会委員に推薦することに決定したことを通知いたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、発議第3号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の提出理由並びに内容の説明を求めます。

8番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは議長のご指示がございましたので、特別委員会の設置につきまして、提案理由並びに内容の説明を申し上げたいと思います。

提出者につきましては、記載のとおりでございます。この特別委員会につきましては、新十津川町議会会議規則第14条第2項の規定により、議案として提出するものでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

発議第3号でございます。これの提案理由でございますが、新十津川町議会委員会条例第5条の規定により、議決を求めるものであるということでございます。

特別委員会の設置といたしまして、新十津川町議会に次の特別委員会を設置するといった内容でございます。

名称でございますけれども、新十津川町議会広報広聴特別委員会。

付議事件につきましては、新十津川町議会広報の編集発行及び議会報告会の実施といった内容でございます。

委員の数でございますけれども、議長を除く議員10名で構成するということでございます。

4番目の期間でございますが、平成28年4月30日まで閉会中の継続審査とするということでございます。

ちょっと内容を説明させていただきたいと思いますが、先ほど決まりました2つの常任委員会という委員会がございますけれども、それとは別に、ここに書いてある仕事だけを特別にするという委員会を作るんだよという意味でございます。それを1年間かけて仕事いたしましたして、先ほどの議運の中で、その仕事を特別委員会ではなくて、常任委員会という形に持っていきたいんだという流れを作っていくために、1年間このような形で全員で仕事をしていくといった内容でございます。

どうぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 提出理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。
引き続き、新十津川町議会広報広聴特別委員会を開催し、町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をいたしますので、その間に、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

14時30分まで休憩をいたします

(午後2時18分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時28分)

○議長（長谷川秀樹君） これから、諸般の報告をいたします。

休憩中に、新十津川町議会広報広聴特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告が、議長の手元に参りましたので、報告いたします。

新十津川町議会広報広聴特別委員会委員長に笹木正文君、副委員長に青田良一君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。

(午後2時29分)

〔管理職入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時30分)

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第23号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第23号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

なお、内容につきましては、住民課長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 遠藤久美子君登壇〕

○住民課長（遠藤久美子君） それでは、ただ今上程いただきました議案第23号、専決処分の承認を求めることについて。

平成27年3月31日に専決処分いたしました専決第1号、新十津川町税条例等の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布され、いずれも原則として平成27年4月1日から施行されたことにより、新十津川町税条例及び平成26年第2回定例会に上程いたしました新十津川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したものでございます。

お手許の新旧対照表をご覧ください。

第1条、新十津川町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

第31条については、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額の改正に伴い、所要の改正を行ったものです。

4ページをお開きください。

第48条及び第50条につきましては、法人税法改正に伴い所要の改正を行ったものです。

5ページ、6ページの第57条及び第59条につきましては、児童福祉法の規定による事業所内保育事業の用に供する固定資産について、非課税とする特例措置が講じられたため引用条項を改正したものです。

附則第7条の3の2については、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を延長したものです。

次に、7ページからの附則第9条及び第9条の2については、ふるさと納税の申告特例について規定するもので、マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入するものでございます。

ふるさと納税をする場合、確定申告不要な給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対する寄附の控除申請を寄附先団体が寄附者に代わって行うことを要請できることとし、この要請を受けた寄附先団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知すること、また、この特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め、翌年度の住民税から控除され、確定申告を行った場合と同額が控除されることとされました。

次に8ページからの附則第10条の2につきましては、法律の範囲内で地方団体が固定資産税の特例措置の割合を条例で定める、いわゆる、わがまち特例についてです。

第6項から第8項については、法律改正に伴う引用条項のズレに伴う改正でございます。

第9項については、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合について定めたものです。なお、現在のところ、本町では該当するものはございません。

続きまして、9ページから13ページの附則第11条から附則第13条については、平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地の価格の修正措置及び土地に係る平成27年度から

平成29年度までの税負担についての調整措置を講じたことにあわせて改正するものです。

14ページからの附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について定めたもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車のうち、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能等に応じた特例措置、いわゆる、グリーン化特例を平成28年度に講じるものです。

続きまして、第2条 新十津川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

16ページをお開きください。

附則第16条の改正については、グリーン化特例が適用されることにあわせて改正するものです。

17ページ、18ページの附則第1条及び第4条の改正規定につきましては、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付き自転車、二輪車、小型特殊自動車等に係る税率について、適用開始時期が1年間延期されたため改正するものです。

なお、税率の引上げが1年延期されたことによる影響といたしましては、税額で約100万円の減額と見込んでおります。

附則第6条につきましては、グリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴う改正でございます。

続きまして、議案をお開きください。後ろから2ページ目をご覧ください。附則の主なものについてご説明いたします。

第1条は、軽自動車税の税率の引き上げを1年延期したものについて施行日を公布の日からとし、ほかは施行日を平成27年4月1日としたものでございます。

第2条は、町民税の経過措置を定めたもので、第1項は、別段の定めがあるものを除き、平成27年度以後の年度分から適用することとしています。

第2項は、本年4月1日以後にふるさと納税をした方で寄附金控除の適用を受けようとする場合に確定申告書を提出することなく寄附金控除の適用を受けることができるものとしております。

第3項は、寄附金控除をすべき個人町民税は、平成28年度以後の年度分から適用するものです。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めたもので、第1項は、別段の定めがあるものを除き、平成27年度以後の年度分について適用することとし、第2項は、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、平成28年度以後の年度分について適用するものでございます。

以上、専決処分第1号、新十津川町税条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。何とぞ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後2時39分）

〔議案配布〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時40分）

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議案第24号、新十津川町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、長名實議員の退席を求めます。

〔9番 長名 實君退席〕

○議長（長谷川秀樹君） 本案件につきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第24号、新十津川町監査委員の選任について。

新十津川町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央324番地6。

氏名、長名實。昭和19年5月24日生まれでございます。

提案理由でございます。地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

長名氏につきましては、議員の皆様方もご存じのことと存じますが、平成11年から町議会議員を務められ、これまで多くの公職を歴任されておりまして、町政全般を熟知されているところであります。また、人格高潔で識見の高い方でもございます。

このことから、ここに監査委員に選任をいたしたく、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。
直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第24号を採決いたします。
この採決は起立により行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。
起立多数です。

したがって、議案第24号、新十津川町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。
長名實君の入場を求めます。

〔9番 長名 實君入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 本人が議場におられますので、この場より、長名實君を監査委員に同意することに決定したことを通知いたします。

ただいま監査委員に選任されました、長名實君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔9番 長名 實君登壇〕

○9番（長名 實君） ただ今、新十津川町の議選の監査委員ということで承認をいただきまして、誠にありがとうございました。私、自慢するのもなんですが、非常に数字にはうとい方でありまして、大変なことだなという考えをいたしております。がしかし、山本代表監査委員さんが、ベテランの監査委員がおられますので、いろいろご指導いただき、あるいは職員の皆さんからもご指導いただいで、なんとかその職を務めてまいりたいと思いますので、ご指導を皆様方をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時46分）

〔議案配布〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、議案第25号、新十津川町副町長の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第25号、新十津川町副町長の選任について。

新十津川町副町長に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央328番地11。

氏名、小林透。昭和34年10月16日生まれ。

提案理由。地方自治法第162条の規定により同意を求めるものでございます。

小林氏につきましては、昭和59年に役場に奉職され、平成19年に総務課主幹、平成23年に住民課長、平成26年には産業振興課長に就かれ、基幹産業の振興に尽力されるなど、行政全般に精通され、人格、識見とも優れた方でございます。よって、副町長に選任したいとするものでございます。

何ひとつ、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） お尋ねしたいと思っておりますけれども、先ほど町長の方で、まちづくり基本条例について、朗々と朗読がございました。私も基本条例でありますけれども、るる読ませていただきながら、この基本条例の中に何が謳われているのかということ、自分なりに考えてみたのですが、この人事案件に別に反対するという意味ではないのですが、私は、もう少し丁寧な説明といいますか、副町長さんのお仕事は条例等を書いてあると思うのですが、今、新十津川は大きな課題を抱えているはずだと思うのですが、どういう仕事をお願いしたいのかというようなことも、併せてご説明していただけないかなと思うのですね。

議会といたしましては、仕事の内容について様々な評価をしていくというのが議会の仕事だろうと思ひまして、その辺を議論を通じて明らかにしていただきたいと、そういうのがこれから求められている人事案件の出し方ではないかなと、私は、こう思っているわけですが、今一度、熊田町長のそういったお考え方について、基本条例の部分との考え方と併せまして、お尋ねしたいなと思ひます。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） まちづくり基本条例の関係と副町長の職務についての、8番議員

からの質問かというふうに認識をしております。

まちづくり基本条例は、住民の視点、いわゆる、役割、責任というものがしっかりと謳われ、先ほど臨時議会の冒頭で説明、宣誓したのは町長の、町民の視点に立った行政執行をしなければならないということが、この臨時議会の場で朗読させていただき、私もその宣誓をさせていただいたところであります。

その全般的に申し上げますと、今ほど言った役割、責任という事が、それぞれ行政、議会も謳われておりますし、町民、行政区等も謳われております。そういった中でそれぞれの役割を果たすことによって、まちづくりが推進していくと、そういうことが総じて謳われていることが、まちづくり基本条例の流れだというふうに考え、それぞれの立場の責任、そういうものをしっかりやっていくことが一番大事だというふうに考えております。

それで今、副町長の職務という事でお話をされましたけれども、議会議員さんに、私から副町長の職務を細かく言う必要は、基本的には無いというふうに思っています。それは、やはり議会議員として、一定の知識、議会事務局としても、日頃、研鑽されているというふうに認識をされております。

ただ、今質問でありましたから、若干説明を加えますけれども、やはり町政を執行する上での一番の右腕として、副町長の役割が一番大きいのではないかなというふうに思っております。それが、私の右腕という部分もありますし、町民のいろんな声、議会の声、そういったものをうまく集めて、私に集約をして、目標完結、同じ目標に向かって職員が進めていく、そして議会にもしっかり説明をして、町民のことをしっかり、町民目線でやっている、そういうことを説明するというものが大きな役割だというふうに思っていますし、また、6月にも本会議がある中では、政策予算等も打ち出されます。そういった中では、予算の内容説明、具体的に細かく調整、審議、調整する役割というのが副町長の役割にもなっておりますから、担当課と首長をつなぐ、それを一本化にして円滑に町民のために、町民の幸せ、そしてまちの発展、そういったことにつながっていくものをしっかり推進していく役割が、副町長というふうに大きな仕事として、まだまだたくさんありますけれども、今、8番議員の質問の中では、この程度の回答とさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいでしょうか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） そのことは私も知っていたのですが、そういうことをお聞きしたかったのではなくて、熊田さんが町長となって、新しく町政を進める上で、課題として抱えていた、どの部分を主に副町長さんにやっていただきながら、加速させていきたいのかというような考え方があったらお聞かせいただきたいなど。

そして、議員としては、やっぱり人物ではなくて、それぞれ仕事の部分を見させていただいて、例えばの例で上げますと、今の地方創生なんかにつきましては、副町長さんが核になってやってもらって、計画づくりを進めるんだとか、そういう案があればお聞かせいただきたいという事でお話を申し上げました。ちょっと何かよく届いてなかったようで申し訳ございませんけれども、無ければ6月議会でも改めて、そういう点について、いろんな角度から質問させていただきたいと思います。今のご答弁で間違いでないとは思いますが

ので、私の言いたかったのとはちょっとズレがあったというか、聞き方が悪かったんだろうと思いますけども、次回にさせていただきたいと思いますけども、そんなことを思いながら町長の提案理由を聞いてましたので、今後もよろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（熊田義信君） 回答させていただきたいというふうに思います。私も8番議員さんの質問の回答に少しズレがあったのかと、今思っておりますけども、複数の副町長の配置だとか、そういう部分の市町村の規模、うちの規模でもできないことはありませんけれども、そういう時には、今8番議員さんの言ったような方法もとれないことはないわけにありますけども、うちは1人体制の副町長ということにありますから、全てのものに対して、副町長が掌握をして繋いでもらわないと、その業務というのが滞ってしまうという事になってまいりますので、そのことだけ、まず、ご理解をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） はい、他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第25号、新十津川町副町長の選任については、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

ここで、選任されました小林氏から、発言を求められておりますので、これを許します。

〔産業振興課長 小林 透君登壇〕

○産業振興課長（小林 透君） ただ今、副町長の選任のご同意をいただきました小林透でございます。

非常に副町長という責務の重さを痛感しているところでございます。もとより浅学菲才の身ではございますが、副町長の任を受けたからには、町長の方針の下、その公約の実現、さらには、政策の実行ということで邁進してまいりたいというふうに考えております。

ひいては町民の幸せ、それから、我がまちの発展のために粉骨砕身務めてまいり所存でございます。

皆さまの叱咤激励及びご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、副町長の任を受けましたご挨拶とさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 00 分）

〔議案配布〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3 時 01 分）

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、議案第26号、新十津川町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第26号、新十津川町教育委員会教育長の任命について。

新十津川町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、同意を求めるものでございます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央71番地119。

氏名、久保田純史。昭和37年12月19日生まれ。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

この度、上程の教育長につきましては、大津市でのいじめ事件を発端に、教育委員会の互選で選べる非常勤の教育委員長と、教育事務局のトップである教育長が併存する中で、迅速な対応ができなかったというようなことから、新教育委員会制度というものが制定され、教育委員長と教育長を一本化に見直しをされた新教育長制度によるものでございます。

久保田氏につきましては、昭和56年に役場に奉職されて、昭和62年には道庁地方課、現在の市町村課に1年間出向した経験があり、平成26年4月からは総務課主幹に就かれております。今ほど選任に同意いただきました小林氏同様、行政経験も豊富でございまして、人格が高潔で、識見の高い方でございます。

よって、教育委員会教育長に任命したいとするものでございます。

何ひとつ、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから、議案第26号を採決いたします。
この採決は、起立により行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第26号、新十津川町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

ここで、ただいま選任されました久保田純史氏から、発言を求められておりますので、これを許します。

〔総務課主幹 久保田純史君登壇〕

○総務課主幹（久保田純史君） 失礼いたします。私、久保田純史と申します。議長様のお許しをいただきましたので、僭越ですが、ご挨拶をさせていただきます。

今ほどは、教育長の任命に際し、ご同意をいただきまして誠にありがとうございます。私にとりまして、身に余る光栄であり、また、職責の重さを感じているところでもございます。もとより、浅学菲才の身であり、その器でないことは認識しているところでありますが、まちづくりの基本は人づくりであり、人づくりを進める上で、教育の果たす役割は極めて大きいと考えています。町長の公約実現に向け、町長、副町長、議員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜り、母村十津川村から伝承される文武の教えを、今まで同様しっかりと教育に継承していく所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 07 分）

〔議案配布〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3 時 08 分）

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第21、議案第27号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それではただいま上程いただきました議案第27号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求めるものでございます。
住所、樺戸郡新十津川町字大和217番地10。

氏名、荒山直人。昭和37年4月2日生まれ。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

荒山氏につきましては、平成23年度大和区子供会育成会長を歴任されており、お子様が新十津川中学校在学中には新十津川中学校PTA大和地区支部長の要職も務められております。また、現在は、新十津川町畜産振興協議会理事として、本町の産業振興にも貢献をいただいている方でもございます。

このように、豊富なご経験を備え、さらには、人格が高潔で教育に対する造詣も深いことから、この度、鈴木教育委員のご勇退に伴います後任として、荒山氏が教育委員として適任であると考え、任命したいとするものでございます。

何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第27号、新十津川町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第22、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件については、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございましたので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、今臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

◎副町長あいさつ

○議長（長谷川秀樹君） ここで、佐川副町長より、発言を求められておりますので、発言を許します。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） 一言、お礼のご挨拶をさせていただきます。私は本日、任期満了をもって副町長を退任いたします。これまで2期8年、議会の皆様、町民の皆様のご指導、叱咤激励をいただき、そして、職員の協力をもって無事、本日を迎えることが出来ました。心より厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

私は、職員になりましたのは昭和42年であります。振り返れば48年という長さでありますけれど、この間ですね、いろんな事がありました。特に、熊田町長は新十津川町7代目の町長でありますけれど、私は、熊田町長を含めまして6人の町長にお仕えをいたしましたこととなります。ご指導いただいたりですね、ご指示をいただいて、今日まで来ることができました。本当に感謝をしているところであります。

また、この庁舎が出来たのは昭和45年でありますけれど、私は42年でありますから、この前の庁舎の木造の庁舎でありました。この今の庁舎は耐震性に問題があるということで、現在、建替えをするなど、今後どうしたらいいかという検討をしようとするところであります。非常に、町長の数といい、建物の長さといい、そういう意味では非常に感慨深いものがあります。そのように思っております。

私が言うまでもなく、新十津川町は歴史と伝統のあるまちであります。人口こそは少なくなりましたですけれど、全道、また、全国に誇れるまちだというふうに思っております。このまちを、更に発展するよう、良くするために、どうぞこれまで同様ですね、議会と行政が協力されまして、住んで良かったまちというようなものに、更にまちづくりを進めていただければというふうに期待と、祈念をするところであります。

皆様のご健勝、そしてご活躍、新十津川町の発展を祈念をいたしまして、簡単ではありますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。お世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 会議を閉じます。
平成27年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。
どうもご苦労様でした。

(午後3時16分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副 議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員